

アジア健康構想ワーキンググループの開催について（案）

平成 28 年 5 月

1. アジア地域において、健康長寿に資する介護サービス等の提供や介護システムの構築に協力し、介護分野における相互互恵的な関係を構築するため、また、それらの取組みが我が国における最先端の医療・介護サービスを実現する契機となり、日本及び新興国・途上国等相手国にとっての好循環を実現するよう、医療国際展開タスクフォースのもとに、アジア健康構想ワーキンググループ（以下「WG」という。今後、「アジア健康構想推進会議」と呼称する。）を開催する。
2. WG の構成員は、別紙のとおりとする。議長は、必要があると認めるときは、学識経験者その他有識者及び関係府省庁その他関係者の出席を求めることができる。
3. WG で合意した事項については、タスクフォースに隨時報告し、タスクフォースにおいてその取扱いを検討する。
4. WG の議事は原則として非公開とする。
5. WG の庶務は、内閣官房健康・医療戦略室において処理する。
6. 前各項に定めるもののほか、WG の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

(別 紙)

医療国際展開タスクフォース
アジア健康構想ワーキンググループ 構成員 (案)

議 長 内閣官房健康・医療戦略室長

構 成 員 法務省入国管理局長

外務省アジア大洋州局長

外務省アジア大洋州局南部アジア部長

外務省国際協力局長

外務省領事局長

厚生労働省大臣官房技術総括審議官

厚生労働省職業能力開発局長

厚生労働省社会・援護局長

厚生労働省老健局長

経済産業省商務情報政策局長